

有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 20 年度 第 4 回社員総会第 5 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 20 年 11 月 26 日（水） 11：00～12：15

2. 開催場所 （社）日本薬学会長井記念館 C 会議室

3. 出席者等

（出席者）

理事、井部 俊子、井村 伸正*、佐藤 登志郎、北田 光一*、
堀内 龍也*、内山 充

監事 平山 一男

（委任状提出者）

理事 入江 徹美、長野 哲雄*、高柳 元明*、児玉 孝*、
望月 正隆、小林 資正*、安原 真人、山田 勝士

（その他の出席者）

厚生労働省医薬食品局 関野 秀人 薬事企画官
薬剤師認定制度認証機構 前田 昌子、沼田 茂美

*印は社員代表者

4. 開 会

内山理事長挨拶の後、議事に入った。

議長は、定款第 31 条の規定に基づき理事長が務めた。

5. 定足数確認

社員総会の出席状況は社員代表者 7 名のうち、出席者 3 名、委任状提出者 4 名、理事会の出席状況は、理事総数 15 名のうち、出席者 6 名、委任状提出者 8 名で定款第 32 条の規定に基づく定足数を満たしていることが理事長より報告された。

6. 議事録署名人の選任

定款第 35 条の規定に基づく議事録署名人として、議長より 井村理事、北田理事を指名したいとの提案があり了承された。

7. 審議事項（社員総会・理事会共通）

（1）新制度移行に伴う定款変更について

1）経過説明

理事長より、定款変更を議題とした理由につき次のような説明がなされた。

① 当認証機構は、公益法人関連 3 法が平成 20 年 12 月 1 日に施行されるに伴い、中間法人から一般社団法人に自動的に移行し、さらにその後公益法人の申請を行うことが理事会で承認されており、そのための定款変更であること。

② 公益認定の基準に適合させるには、名称変更とともに理事会設置社団法人とするなどの、必要な定款変更の登記を行うことが必要であること。

③ 新法の施行前に、中間法人法の規定に基づき、公益法人関連 3 法の施行を停止条件とした定款変更をしておくことにより、施行日後速やかに公益認定の申請をすることが容易になること。

次いで理事長より、あらかじめ送付した文書「今回の社員総会・理事会における審議資料について」に沿い、定款改定案の作成経緯が説明された。

2) 定款案の審議

以上の説明の後審議に入り、質疑応答が行われた結果、次の各項につき一部修正が行なわれたのち「一般社団法人薬剤師認定制度認証機構定款」が承認された。

① 第5条（法人の構成員）第1項1号を

（1）正会員：この法人の認証を取得し、入会した法人又は団体と変更する。

② 第7条（経費の負担）の条文の最初に、「社員は」を挿入する。

③ 第15条（議長）を

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。と変更する。

④ 第40条1項の、剰余金の分配を行うことができない旨の条項を、第35条（事業報告及び決算）第2項に移す。

なお、定款の末尾、附則の記載内容については、法務局の指示に従い、旧中間法人定款の記載内容を付記する必要があるときは追加付記することが了承された。

8. 閉会

12時15分に以上の全議事を終了し閉会した。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、定款第35条第2項により、議長及び議事録署名人は署名、押印する。

平成20年11月26日

議長 内山 充 

議事録署名人 井村 伸正 

議事録署名人 北田 光一 